

令和6年度 第5回春日市教育委員会定例会 議事録

1 開会及び閉会に関する事項

① 日 時 令和6年7月30日（火）

開会 午前9時00分

閉会 午前10時4分

② 場 所 春日市役所4階405、406会議室

2 出席委員の氏名

教 育 長	扇 弘 行
委 員	安 本 誠 一
委 員	宮 崎 泰三郎
委 員	足 達 好 子
委 員	黒 岩 眞理子

3 委員を除き会議に出席した者の職氏名

教 育 部 長	金 堂 円一郎
教育総務課長	武 末 竜 久
学校教育課長	山 下 江 利
地域教育課長	萩 原 裕 之

教育総務課長補佐	小 嶋 健 朗
教育総務課主任	松 尾 高 志

4 議事の概要

別 紙

午前 9 時00分 開会

【第 1 会議録署名委員の指名】

○扇教育長

委員全員出席です。ただいまから令和 6 年度第 5 回春日市教育委員会議定例会を始めます。

始めに、会議録署名委員の指名を行います。宮崎委員を指名いたします。

【第 2 議案】

○扇教育長

第10号議案 令和 7 年度に小学校において使用する教科用図書の採択について及び第11号議案 令和 7 年度に中学校において使用する教科用図書の採択についてですが、第10号議案及び第11号議案の議事に入る前に、委員の皆様を確認をいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条の規定により、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、議事に参与することができないこととされております。

第 10 号議案及び第 11 号議案について、三親等以内の親族に利害関係のある委員はいらっしゃいますでしょうか。

(該当者無し)

(1) 第10号議案 令和 7 年度に小学校において使用する教科用図書の採択について

○扇教育長

第10号議案 令和 7 年度に小学校において使用する教科用図書の採択について事務局から説明をお願いします。

○山下学校教育課長

議案の説明の前に、教科用図書、いわゆる教科書の採択の仕組みを簡単に御説明いたします。

教科書の採択には 3 つのタイプがございます。

1 つ目は、使用する教科書の継続。すなわち、前年度と同一のものを使用することの適否です。今年度につきましては、第 10 号議案の小学校教科用図書がこれに当たります。

2 つ目は、政令で同一の教科書を採択する期間が 4 年とされていることを踏まえまして、

概ね4年に1回実施される教科書の検定に伴うものです。今年度は、第11号議案の中学校教科用図書がこれに当たります。

そして3つ目は、学習指導要領が改訂されることによって行われる教科書の検定に伴うものです。

2つ目に申し上げた教科書の検定が行われた場合、今回でいうと、中学校教科用図書の教科書採択の流れといたしまして、まず、県教育委員会が設定する採択地区内で検定に合格した教科書の中から、教科ごとに1種を選定いたします。

この採択地区は、春日市の場合は筑紫地区5市で構成しており、筑紫地区5市の教育長で構成する筑紫地区教科用図書採択協議会で協議いたしまして、教科ごとに教科書の選定を行います。そして、各市の教育委員会において、これらの教科書について、教育委員会議に諮った上で、教科書の採択を行うという流れになります。

また、1つ目のタイプの教科書検定がない場合、今回でいうと小学校の教科用図書については、前年度に使用するものと同一の教科書を採択する手続きを行うこととなります。

それではここから、第10号議案 令和7年度に小学校において使用する教科用図書の採択について説明いたします。

まず、提案理由です。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、同法施行令第14条第1項及び第15条第1項の規定により、令和7年度に小学校で使用する教科用図書、いわゆる教科書について、現在使用しているものを引き続き採択する必要があるものです。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条では、義務教育諸学校、本市でいえば小中学校は、同法施行令第15条第1項に定める期間の4年間、毎年度、種目ごとに同一の教科書を採択するものとされております。

また、その時期については、同法施行令第14条第1項の規定により、使用する年度の前年度の8月31日までとされており、今回でいえば、令和7年度に使用する教科書については、その前年度の令和6年8月31日までに採択を行わなければなりません。

なお、現在使用している教科書については、資料にあります令和7年度使用小学校教科用図書をご覧ください。

第10号議案の説明は以上です。

○扇教育長

ただいま説明のありました議案について審議をいたします。質疑はございますか。

○安本委員

小学校の先生方から、使用する教科書について意見聴取のようなことはしていますか。

○山下学校教育課長

今年度については特にしておりません。

○安本委員

現場では問題ないということですね。

○山下学校教育課長

そのように認識しております。

○扇教育長

それでは第 10 号議案 令和 7 年度に小学校において使用する教科用図書の採択について、ただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第10号議案 令和 7 年度に小学校において使用する教科用図書の採択について、全員賛成をもって可決いたしました。

(2) 第11号議案 令和 7 年度に中学校において使用する教科用図書の採択について

○扇教育長

第11号議案 令和 7 年度に中学校において使用する教科用図書の採択について事務局から説明をお願いします。

○山下学校教育課長

それでは、第 11 号議案について説明いたします。

まず、提案理由です。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 13 条第 5 項及び同法施行令第 14 条第 1 項の規定により、令和 7 年度に中学校において使用する教科用図書、いわゆる教科書として、教科ごとに 1 種を新たに選択する必要があるため、提案するものです。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 13 条第 1 項では、義務教育諸学校、本市の場合は小中学校で使用する教科書については、種目、つまり教科ごとに 1 種を採択するものとされております。

その時期については、同法施行令第 14 条第 1 項の規定により、使用する年度の前年度 8 月 31 日までとされており、今回でいえば、令和 7 年度に使用する教科書については、その前年度の令和 6 年 8 月 31 日までに採択を行わなければなりません。

また、同法第 13 条第 4 項の規定では、冒頭に申しましたとおり、本市が属する筑紫地

区のように、採択地区が複数の市町村の区域を合わせた区域であるときは、区域内の市町村の教育委員会で協議により規約を定め、教科書の採択について協議を行うための採択地区協議会を設けなければならないとされています。

その上で、同条第5項の規定により、この協議会の協議結果に基づき、教科ごとに1種の教科書を採択しなければならないとされているものです。

次に、教科書選定の組織と経過について、簡単ではございますが説明いたします。

令和6年4月18日付けで、筑紫地区5市の教育長5人で構成する筑紫地区教科用図書採択協議会を発足いたしました。

同協議会では、教科ごとに、校長、教頭、教員数人で構成する教科用図書選定委員会を組織し、5月14日付けで、同委員会に対し、令和7年度使用の中学校教科用図書選定について調査研究し、答申するよう諮問いたしました。

同委員会は5月から7月まで、答申に向けて調査研究を行っております。

また、福岡教育事務所は、中学校の教科ごとに調査研究部会を発足し、各採択地区の採択協議会が教科書を選定するために必要な資料を作成し、6月27日に、その結果が筑紫地区の採択協議会に具申されております。

筑紫地区の教科用図書選定委員会は、同委員会独自の調査研究内容と、この具申に係る資料、各学校の意見書を踏まえ、7月17日付けで、教科用図書採択協議会に選定結果の答申を行っております。

この答申を基に、筑紫地区5市の教育長で協議を行い、今回提案の令和7年度使用中学校教科用図書の選定結果を作成いたしております。

令和7年度使用中学校教科用図書選定結果について、資料に一覧表で取りまとめております。また、別紙には、選定の主な理由を記載したものを添付しております。

表は、左から評価の種目、発行者の番号と略称、選定した教科書の名称、そして備考欄に当該教科書を選定した理由を簡潔にお示ししております。個別の教科を詳細に説明することは省略させていただきますが、16種の教科用図書の選定を行っております。

第11号議案の説明は以上です。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○扇教育長

ただいま説明のありました議案について審議をいたします。質疑はございますか。

○安本委員

お尋ねです。私自身、春日市の教育委員として過去に県の協議会に参加したことがありますが、現在も教育委員が参加する機会はあるのでしょうか。

○山下学校教育課長

おそらく、過去に安本委員が参加されたのは、6月27日に結果を具申している福岡教

育事務所の調査研究部会かと思われます。今回は、6月28日に退任された染原教育委員が参加されておりました。

○宮崎委員

政令で定められた4年間の途中に、何か問題があれば変更は可能なのでしょうか。

○山下学校教育課長

これまで期間中に変更になったことはありませんが、理由によっては変更可能だと思います。

○宮崎委員

今回変更となる中学校ですが、以前採択されていたものから変わっているものはありますか。

○山下学校教育課長

数学と理科が以前の会社から変更となっております。

○扇教育長

それでは第10号議案 令和7年度に小学校において使用する教科用図書の採択について、ただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第11号議案 令和7年度に中学校において使用する教科用図書の採択について、全員賛成をもって可決いたしました。

(3) 第12号議案 令和5年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価について

○扇教育長

第12号議案 令和5年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価について事務局から説明をお願いします。

○武末教育総務課長

第12号議案、令和5年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る

点検及び評価について説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定により、教育委員会は毎年その権限の属する事務の管理及び執行の状況について点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成、議会に提出し、公表する必要があるため、提出するものです。

6 月 26 日の教育委員懇談会において、教育委員の皆様からいただいた様々な御意見を踏まえまして、また事務局において再度内容を精査し、修正した点検評価報告書を、議案書としております。

この事務事業点検評価につきましては、例年 10 月に作成し、12 月の定例議会において報告していましたが、今年度からは 3 か月前倒しで作成し、9 月の定例議会において報告することとしています。

これによりまして、令和 5 年度の決算報告と事務事業点検評価の報告を同時期に行うことができ、評価報告の結果を次年度の事業へ反映させやすくするものです。

また、達成度を数値化する基準については昨年度と同様ですが、様式については、より簡潔にわかりやすくなるように変更をしております。

学識経験者の意見につきましては、昨年度に引き続き、福岡女学院大学の相良誠司教授から点検評価報告書に対しての御意見をいただいております。本日は都合により欠席でございますが、いただいた意見は 50 ページに掲載しておりますので、御確認ください。

説明は以上です。

○扇教育長

ただいま説明のありました議案について審議をいたします。質疑はございますか。

○安本委員

学識経験者の意見の中に、共育の推進として自治会ホームページ等を活用した発信も併せて行いたいとの記載がありますが、自治会のホームページが現状どうなっているのか情報はありますか。

○武末教育総務課長

現在、すべての自治会にホームページがあるわけではないですが、自治会連合会のホームページに、ホームページがある各自治会へのリンクを貼っています。

○安本委員

教育委員会が作っているリーフレットから、わかりやすく見ることができる方法があるといいのかもしれないですね。

学識経験者意見では、自治会だより等でのコミュニティ・スクールに関する情報発信が継続されていることは評価できる。いっそうの広報を図るため、自治会ホームページ等を

活用した発信も、となっています。だから教育委員会とその自治会のホームページとの関連ができればいいのではないかと思います。

○武末教育総務課長

自治会連合会のホームページと連携できるように、地域づくり課と打ち合わせすることはできますので、そういった面でやっていきたいと思います。

○足達委員

自治会の窓口としては地域づくり課ということになるかと思いますが、主に秋祭りですとか地域の安全など、その地域の情報発信が主になってしまって、教育に関する情報発信という部分では、どうかなと感じています。

また、自治会長と学校運営協議会の委員が別である場合は、自治会の情報と学校運営協議会委員として持っている情報が違って、お互いに知らない部分があるのではないかと思います。

○萩原地域教育課長

学校運営協議会に入っていらっしゃるのは、自治会長か、そうでなければ自治会役員であると思うのですが、学校運営協議会での情報は、自治会内で共有されているのかと思っておりました。

○足達委員

なかなか難しいのが現状かと思います。

○萩原地域教育課長

各地区でやり方があるかと思いますが、定例的な自治会役員会で、自治会連合会会長会で話されたことは周知されているのでしょうか。

○足達委員

文書等でされてはいますが、例えば自治会連合会で教育長がこういうことを話されていたというような細かいことまではされておられません。

○武末教育総務課長

自治会長さんの考えで、周知すべき情報とそうでないものの判断もあるかと思いますので、そこは自治会 35 地区それぞれの特徴があって、どのように自分たちの自治会の中で情報共有していくかという考えでやっているものだと思います。

ホームページ上のことでいえば、お互いにリンクしあったりと、まずそういったところ

は考えたいと思います。

○安本委員

自治会でホームページを作っていないところは、どういった理由があるのでしょうか。

○武末教育総務課長

その自治会の役員の中に詳しい人がいたらできるのですが、そうでなければ、ホームページの作成や運営は難しいのが現状かと思います。

○安本委員

市として、一括してホームページを作るような手段はありませんか。

○武末教育総務課長

例えば、自治会連合会については、市から補助金を出していて、その中で自治会連合会のホームページを運営し、春日市のホームページとリンクさせております。その先の各自治会の動きについては、それぞれ得意不得意があって、それを一括して全部同じようにとすると、反発される部分もあるかと思います。あくまで35地区それぞれ特色を生かした形で運営されている中で、それ以上のことは、こちらからしていただくのは難しいのではないかと感じています。

また、エデュケーションかすがについては、ホームページでの掲載に加え、紙で作成したものを各自治会に配り、公民館に置いていただいております。

○萩原地域教育課長

学識経験者の意見は、あらゆるチャンネルを通じて発信していきましょうという御助言であろうということで理解しています。

○扇教育長

それでは第12号議案 令和5年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価について、ただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第12号議案 令和5年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価について、全員賛成をもって可決いたしました。

【第3 報告事項】

(1) 教育長報告

○扇教育長

大変厳しい暑が続いており、連日、熱中症警戒アラートが出ておりますが、今のところ、熱中症で緊急搬送されたという小中学生はいないと把握しております。

中体連につきまして、7月31日をもって全競技が終了するそうです。結果については、改めて報告させていただこうと思っております。

7月27日に、自治会の夏祭り等を5つほど回りましたが、小中学生や、家族連れ、高齢の方々も多く来ていて、非常に活気があるように感じました。

また、翌28日に春日原駅の壁面の完成式に出席しました。子どもたちが書いている絵がデザインされていますので、ぜひ御覧いただければと思います。

○宮崎委員

熱中症警戒アラートが出た場合、体育の授業や部活動は、どのような対応をされていますか。

○山下学校教育課長

基準がありまして、アラートが出たからといって中止をするわけではなく、暑さ指数を測る計測器を各学校に配布しておりますので、それで測った上で学校で判断しております。

暑さ指数としては、31以上が危険。28以上31未満で嚴重警戒となります。活動する場所が運動場なのか体育館なのかにもよりますので、教育委員会の方で一斉に実施や中止の判断ということはしておりません。

○扇教育長

先週、中学校の臨時校長会を開いて、熱中症の警戒アラートに対し、学校はどのように対策をしてるのかという話をしたところです。

○宮崎委員

スポーツセンターの体育館には空調がありますが、学校の体育館に空調設置の動きはあるのでしょうか。

自治会では、空調の効いたスポーツセンターで運動会を行ったり、夏祭りを秋祭りに移行したりというような動きがあります。

○武末教育総務課長

学校については、昨年度、多目的ホールに空調整備ができたところです。その使い方を検証してからということになります。

○扇教育長

文部科学省の補助事業として空調設備の整備がありますが、体育館の壁の間に断熱材が入ってるかといった条件があり、古い体育館では対象となりません。

学校設備については、国の補助を精査し、新しいところと古いところの建替えの時期、改修の時期、全体をとおして見計らって、市長部局とも共通認識を持って取り組んでいきたいと思います。

○安本委員

先ほど話にありました暑さ指数の計測器は、どこに置いていますか。例えば、体育館や運動場、職員室では状況がまったく異なるかと思いますが。

○山下学校教育課長

体育館等、常時計測しているものもありますが、それとは別に持ち運びができる計測器もあるため、実際に活動する場所で計測を行っています。

○安本委員

良い対応だと思います。安心しました。

○扇教育長

ある中学校の陸上部では、午前7時から9時まで、またソフト部では午後4時から6時くらいまでと、一番暑い時間帯を避けて活動することもされてあるようです。いずれにしても注意していただきたいと思います。

(2) 教育委員報告

○安本委員

7月26日に、ふれあい文化センターで春日市学校給食料理コンクールが開催され、私も審査員として参加しましたので、御報告させていただきます。コロナ禍で一時中止されていましたが、再開されたものです。

12小学校のうち10小学校が参加し、結果は、1位が春日原小学校で2位が大谷小学校、3位が日の出小学校となりました。

試食しましたが、どの料理も美味しかったです。

(3) 事務局報告

○扇教育長

令和6年度第2回社会教育委員の会議について、事務局から報告をお願いします。

○萩原地域教育課長

令和6年度第2回社会教育委員の会議を開催いたしましたので御報告いたします。

日時は令和6年6月20日木曜日、午後7時から午後7時45分までとなっております。

内容としては、社会教育委員の任期が条例で2年と決まっており、新しい任期が6月から始まりましたので、新しい委員の方への辞令書交付を行いまして、資料に記載のとおり、議長、副議長を選出し、社会教育委員の役割について説明を行っております。

今後は、これから2年間でどういうことをしていくのかということを、委員で話し合っ
て決めていただくというかたちになっております。報告については以上です。

○扇教育長

ただいまの報告について質疑等はございますか。

○安本委員

議題の中に福岡県公民館大会とありますが、これはどういった内容ですか。

○萩原地域教育課長

各市町村の公民館の取組みに資するように研修を行うのですが、今回はその事前調整となっております。

○足達委員

公民館についてですが、市町村によって公民館の位置付けが違うと思います。春日市では、ここでいう公民館は、ふれあい文化センターのことですね。

例えば他の市町村では、中央公民館、各地区公民館等それぞれに、市の地域教育課のような担当の方がおられて、そこでの活動を計画実行されています。そのため、他の市町村では、公民館活動の中でコミュニティや地域活動をされているようです。春日市のふれあい文化センターでは、地域に直結した行事というのがないように思いますが、公民館とい
いまして、春日市と他市町村の違いというものをいつも感じているところです。

○萩原地域教育課長

足達委員の言われるとおり、公民館の位置付けは市町村によって異なっているかと思

ます。時代の移り変わりもありますので、福岡県で一括してやる研修としては、限界が近づいている面もあるのかもしれないと、今後は別のやり方も考えていった方がいいのではないかというのは、春日市としては思っています。

○足達委員

この公民館活動や、コミュニティ・スクールの活動といったテーマの全国大会にオンラインで何度か参加しましたが、そこでは度々立場の違いが出てきます。公民館活動を行政とリンクしてやっているところと、自治会の独立したメンバーでやってるところの、その意識差というか温度差といいますか。そういう土台の違いというのを、どういうふうに違うのか、何が春日市ではできなくて、他の市町村ではできているのかなど、私のような立場のものもわかりやすく知りたいと思っていますところですよ。

○萩原地域教育課長

春日市は、協働のまちづくりということで、地区が主体的に動いているというのが強みというような面がありますので、他の、従来からの公民館活動をやっているところとは大きく違うだろうとは思っています。

春日市の場合は、ここでの公民館活動というのは現在ほばないような状況ですが、今の春日市の流れが、今後はもっと広がって行くのではないかというのは、感覚的には感じているところですよ。

○山下学校教育課長

社会教育法上に位置付けられた公民館という位置付けをとっていない春日市が、それぞれの全国大会等で発表されている取組みに追いついていないかといったら、私はそうではないと思っています。

自治会という名の下に、それぞれのコミュニティ・スクールでしっかりと取組みがありますので、他の市町村と同じ目線で考えなくてもいいのではないのでしょうか。

○宮崎委員

春日市の地区公民館が細かく分かれているので、コミュニティ・スクールという制度が充実していると思いますし、今の春日市のやり方というのは、すごくメリットがあるのかなと思っています。

以前、コミュニティ・スクールを始めるときに、弥生地区という行政区があったものを公民館に集約し、自治会として発足、コミュニティスクールという取り組みを始めたという流れがありました。自治会と公民館を1つにしたのです。区長と公民館長とで2人いたのが自治会長1人になって、学校に入っていくやすいという良さがあるかと思っています。

【第4 調整事項】

- (1) 8月定例教育委員会議の日程について

令和6年8月22日（木） 午前9時 決定

- (2) 9月定例教育委員会議の日程について

令和6年10月8日（火） 午前9時 予定

- (3) 8月教育委員懇談会の日程について

令和6年8月22日（木） 午前10時 決定

- (4) 9月教育委員懇談会の日程について

令和6年10月8日（火） 午前10時 予定

午前10時4分 閉会